



## 病床の種類

- 精神病床** 精神疾患を有する者を入院させるための病床。
- 感染症病床** 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるための病床。
- 結核病床** 結核の患者を入院させるための病床。
- 療養病床** 病院の病床（精神病床、感染症病床、結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床。
- 一般病床** 精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床。

## 病院報告

- 在院患者** 病院の全病床及び診療所の療養病床に、毎日24時現在在院している患者をいう。
- 外来患者** 新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が2つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

### 1日平均在院患者数

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{当該年の年間日数}}$$

### 1日平均外来患者数

$$\frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数}}$$

## 病床利用率

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{の1月} \sim \text{12月の合計}} \times 100$$

## 平均在院日数

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$$

ただし、療養病床については、次式による。

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times \left( \text{年間新入院患者数} + \text{年間} \begin{array}{l} \text{同一医療機関内の他の} \\ \text{病床から移された患者数} \end{array} + \text{年間退院患者数} + \text{年間} \begin{array}{l} \text{同一医療機関内の他の} \\ \text{病床へ移された患者数} \end{array} \right)}$$

- 介護療養病床** 療養病床のうち、介護保険法に規定する都道府県知事の指定介護療養型医療施設としての指定に係る病床をいう。

## 医療保護入院

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条に基づき、指定医または特定医師が診察した結果、精神障害者であると診断され、入院の必要があると認められた者で保護者の同意がある場合に、精神科病院の管理者が患者本人の同意がなくても精神科病院に入院させることができる制度。

## 精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき、精神障害者が都道府県知事又は指定都市の市長に申請し、精神障害の状態にあると認められた時に交付されるもの。

## 地域保健・老人保健事業報告

**妊婦** 妊娠中の女子をいう。

**産婦** 分娩後1年以内の女子をいう。

**乳児** 満1歳未満の者をいう。

**幼児** 満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

## デイ・ケア

医学的な管理のもとに行う、作業指導、レクリエーション活動、創作活動、生活指導等をいう。

## 健康教育

心身の健康についての自覚を高め、かつ、心身の健康に関する知識を普及啓発するために行われる指導及び教育をいう。

## 健康相談

心身の健康に関し、相談に応じて行われる指導及び助言をいう。

## 重点健康相談

重点課題とされる「高血圧」「高脂血症」「糖尿病」「歯周疾患」「骨粗鬆症」及び「病態別」のうち、市区町村が地域の実情等を勘案し、課題を選定し、医師、歯科医師、保健師等を担当者として行われる健康に関する指導及び助言をいう。

## 総合健康相談

対象者の心身の健康に関する一般的事項について、総合的な指導・助言を行うことを主たる目的とする相談をいう。

## 訪問指導

その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者について、保健師その他の者を訪問させて行われる指導をいう。

## 基本健康診査

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象として行う問診、理学的検査、血圧測定、検尿、循環器検査、貧血検査、肝機能検査、腎機能検査、血糖検査及びヘモグロビンA1c検査をいう。

### 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目がありえない場合	・
比率等でまるめた結果が表章すべき最下位の桁の1に達しない場合	0又は0.0

なお、病院報告では、以下の場合も含む。  
「—」：病院又は病床はあるが、計上する数値がない場合  
「・」：病院又は病床がないので、計上する数値がない場合

注：数値は単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合もある。